

特別記事

重田麻紀子君学位請求論文審査報告

1 論文名「取締役の会社に対する責任制度の研究」 2 論文の構成

序論

第一章 取締役の任用関係と法的地位

第二章 取締役の忠実義務の法的基礎

第三章 平成一七年改正前商法における取締役の責任構造

第四章 新会社法における取締役の責任構造

第五章 取締役の責任減免制度に関する比較法的考察

第六章 わが国における取締役の責任軽減制度

結語

付論 「取締役の会社に対する責任制度の研究」関連判例

評釈

提出論文の第一章と第二章は、新規に書き下ろしたものと

である。

第三章は、法學政治學論究五一号三三一頁～三六四頁（平成一三年）刊行論文と修士論文「取締役の法令違反行為に基づく責任」（平成一二年・未刊行）を基に加筆・修正したものである。

第四章は、山本爲三郎編『新会社法における基本問題』

二〇九頁～二四三頁（慶應義塾大学出版会、平成一八年）刊行論文を基に加筆・修正したものである。

第五章は、法學政治學論究六〇号一九一頁～二二三頁（平成一六年）刊行論文を基に加筆・修正したものである。

第六章は、奥島孝康・宮島司編『商法の歴史と論理』倉澤康一郎先生古稀祝賀論文集三六七頁～三九九頁（新青出版、平成一七年）刊行論文を基に加筆・修正したものである。

付論は、法學研究七五巻五号一〇三頁～一一四頁（平成一四年）と法學研究七七巻四号六九頁～八七頁（平成一六年）に掲載の判例研究を加筆・修正したものである。

提出論文では、平成一八年五月一日施行の新しい「会社法」をめぐる議論にも斟酌した最新・最先端の論述が展開されている。提出論文は、約二四万八千字で、二〇〇字詰め原稿用紙に換算すると約一、二四〇枚になる単一特定主

題論文である。

3 提出論文の内容

序論において、提出論文は、取締役の会社に対する責任制度に関して、その歴史を縦軸とした観点から法規定と法制度を検討し、「立法者の意思」を探究するとの方法論を選択している旨が表明されている。加えて、英法、米法、仏法における法制度と法理論に考察をめぐらし、比較法的観点からの議論を展開するとしている。

さらに、取締役の責任に関しては、平成一七年改正前商法のもとにおいて、違法配当、株主への利益供与、金銭貸付、利益相反取引に基づく責任について、取締役の責任を強化する立場から、その責任を無過失責任と理解する見解が多数説であったがため、取締役の責任の性質論と責任構造論に関する責任理論の問題が、積極的には論じられなかった憾みがあったことを指摘している。加えて、取締役の責任制度に関する最近の議論においては、目的達成を主眼とした政策論が盛んとなり、取締役の責任制限という現代的課題に焦点が当たり、それに比例して、取締役の責任発要件に関する議論は等閑視される状況にあるので、この半世紀余にわたり膠着状態にあった取締役の法的地位、義

務および責任構造などの諸問題について新しく体系的に論証し、取締役の責任論の新構築に向けての立法論にも配慮するとしている。

第一章では、取締役と会社の法的関係を考察している。

わが国における学説を整理・検討し、「取締役ト会社トノ関係ハ委任ニ関スル規定ニ従フ」と定めている平成一七年改正前商法二五四条三項（会社法三三〇条は「株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う」と表現し、同趣旨である）の規定が設けられた明治四四年改正当時の梅謙次郎博士と岡野敬次郎博士の立法段階における議論を踏まえて、立法者の意思が探究されている。

この立法者の意思は、取締役の地位と任用関係については、契約をその発生原因としており、取締役と会社の関係は、契約関係にあるとの理解であり、取締役の任用関係に關しての単独行為説、つまり、株主総会における取締役選任決議の法的性質は被選任者の承諾を停止条件とする単独行為であると解する説を解釈論として排除し、契約に基づくことを明確にはいるが、取締役と会社との任用契約の性質については、これを法律により決着することを避け、

その点は学説の議論に委ねると考えていたと結論づける。つまり、「委任ニ関スル規定ニ従フ」とか「委任に関する規定に従う。」との表現における「従フ」とか「従う」との微妙な意味合いを持つ言葉は、上記のように解されてこそ妥当な理解に到達するということである。

さらに、取締役の地位は、機関としての取締役という社団法的側面と機関構成員として一人の個人としての取締役という個人法的側面とに理論上整理でき、個人法的側面における取締役については、独法および仏法における伝統的委任理論がわが国の立法関係者に少なからず影響を及ぼしているから、取締役の地位は、委任理論を基盤として、受任者として構成されると主張する。

第二章では、取締役の忠実義務をどのように理解すべきかについて、これまでの学説と判例は、取締役の忠実義務と取締役の善管注意義務との性質の異同に焦点を合わせて論じてきたけれども、重要なのは、取締役の忠実義務の法的基礎を追及することであるとの観点から、論述がなされている。

そのためには、取締役の忠実義務に関する規定（平成一七年改正前商法二五四条の三、会社法三五五条）を初めて

導入した昭和二五年商法改正における米国法の影響を究明する必要があるとされる。言葉を変えれば、取締役と会社との関係について、大陸法の委任に関する法理を基礎として考えるのか、それとも、英米法の信託法理を基礎として考えるのかを明らかにしなければならない。

そこで、論者は、委任法理と信託法理について、米国法と仏法を比較考察し、委任法理においても、受任者は自らの利益に基づいて行動してはならないとする忠実義務を事務処理に用いる注意の程度を定めた善管注意義務とは別に観念することができるから、委任法理において忠実義務概念を見出すことができると考えた。それゆえ、わが国における取締役の忠実義務は、理論的には、英米信託理論上由来するものではなく、委任の淵源である当事者間の信任関係、信頼関係にその法的基礎をおく義務であるとしている。取締役の忠実義務は、取締役の競業避止義務や利益相反取引に関する義務のような個別的義務の上位概念として位置づけられ、善管注意義務とともに、取締役と会社の間の委任契約を受け皿とする取締役の義務であると考えている。

第三章は、平成一七年改正前商法の下における取締役の

責任類型の一つである違法配当責任について、規定の沿革と立法の由来を検討した結果、取締役の違法配当責任の法的性質は、明治二三年商法以来続けて任務懈怠をその責任発生要件とし、さらには、昭和二五年商法改正時には、違法配当責任について過失責任主義を採用する米国法を受容したことから、無過失責任とする多数説に反対し、過失責任であるとの結論に達している。

また、取締役の違法配当責任は、契約責任ではなく、無過失責任とされる資本充実責任とは性質が相違し、取締役と会社間の委任契約上の責任として位置づけられることを踏まえて、取締役の債務の性質に関する民法の手段債務と結果債務という債務二分論を参考にして、検討を加え、取締役の責任の発生構造は、結果の不達成ではなく、究極的な目標に向けられた任務遂行を怠ることであり、その基準として善管注意義務が用いられている。したがって、取締役の会社に対する債務の内容に照らしても、取締役の責任は、過失責任主義で構成されると結論づけられる。

取締役の法令違反に基づく責任は、取締役の一般的な注意義務規定と個別具体的な法令とで責任の判断の枠組みが異なるので、二元的な構造として理解しなければならず、取締役が一般的な注意義務規定以外の個別具体的な法令に

違反した場合、取締役の善管注意義務違反の判断をすることなく、当然に債務不履行の要件を充足すると考えられる。この意味にいて、最高裁の平成一二年七月七日判決（民集五四巻六号一七六七頁）は、妥当であり、会社経営者に対して違法経営の必要性を強く求めるものとして、高く評価できる。

米国法の判例で発達した「経営判断ルール」については、経営判断の御旗の下で取締役にのみ裁判所の審理が及ばないという特別の保護を与える理由はなく、わが国にそのまゝを導入することはできない。わが国としては、裁判所が取締役の経営判断を尊重して、取締役の過失認定を慎重に行う必要があるとの「経営判断ルール」の理念受容にとどめなければならない。つまり、善管注意義務違反の有無を判断する際の具体的指針と考えられる。

第四章では、取締役の法的責任に関して、それが過失責任であるのか、あるいは、無過失責任であるか否かは、これまで専ら法解釈に任ざれていたところ、平成一八年五月一日施行の会社法において、明文を以って、過失責任を原則とすることとなったが、本提出論文第三章ですでに論述したように、規定の沿革を研究してみれば、むしろ過失責

任化は、理論的には当然の帰結であり、妥当な方向性を示した新立法であると評価している。新立法は、取締役の責任の基本を過失責任主義におきながら、過失責任主義を全面的に貫くのではなく、場合によっては、無過失責任をも存続させ、さらには、過失責任によって取締役の責任が緩和された部分については立証責任を転換し、取締役に負担させるという妥協策を採用して、調和を図り、急激な変革を回避したものと評価できる。この立証責任の転換は、取締役の責任追及に際して、会社内部の情報に疎い責任追及原告に立証責任を負担すべきではないとの判断と理解される。以上のように理解することが、制度歴史を縦軸とした観点に合致することが明確にされている。

第五章では、取締役の法的責任の性質・構造とともに取締役責任制度の両輪の一つとなる取締役の責任減免について、英法、米法、仏法における関連制度の比較法的考察がなされている。

英法では、一九八五年会社法三一〇条が、取締役の免責について著しく制限的に規定している一方で、同法七二七条が、裁判所の自由裁量による取締役の免責を認めている。わが国の取締役の責任減免制度では、会社債権者に対する

配慮が欠けていると評価できるので、裁判所に取締役を免責すべきか否かを判断してもらうことは検討に値する方策と評価できるとする。

米法では、各州において、取締役の責任を制限・免除する制定法があり、さらに定款によって、取締役の損害賠償責任を免除あるいは制限することを認めているが、株主代表訴訟に関する先進国での制度例として、参考となる旨が指摘されている。

仏法では、株主総会で取締役の免責決議がなされても、会社および株主による取締役に對する責任追及訴訟が優先して認められている。さらに、取締役の責任原因が法令あるいは定款に違反する行為である場合には、株主総会による免責決議によっても、定款における免責条項でも免責できないこととなっている旨の説明がなされている。

第六章では、わが国における取締役の責任軽減制度が検討されている。取締役の責任を減免する取締役の法令違反の内容は、すでに本提出論文第三章で論述したように、取締役の善管注意義務・忠実義務違反という一般的義務違反と具体的な法令に對する違反の二つに分類される。そして、取締役の善管注意義務・忠実義務違反という一般的義務違

反は、取締役と会社との間に生じた内部的問題と評価できるので、社団法的意思表示によって自由に処理することが許されると考えられる。それに対して、取締役の具体的な法令に対する違反については、法令違反そのものが会社に対する責任発生原因に該当しており、会社に対する義務違反との評価を受ける訳ではないから、会社内部の自由な意思決定にその責任軽減を委ねるべきではないと解される。したがって、わが国における取締役の責任軽減制度について、立法担当者が、取締役の経営萎縮を回避し、企業の国際競争力を回復させるという政策論のみを振りかざして、私的自治原則重視の制度創出をしており、責任制度論と社団法的意思表示が問題となる法律行為論とを整合させる法解釈論を前面に出していないことに疑問があり、立法論展開にあたっては、この点が配慮される。

結語では、取締役の責任が過失責任主義に立脚するものであることを主張し、論証することが、本提出論文の執筆動機であり、主眼とするところである旨が示されている。平成一八年五月一日施行の新しい会社法において、ようやく過失責任説が採用され、取締役責任の過失責任化が明文化されたことは、理論的に至極妥当なことである。取締役

に法令遵守へと強く動機付けるために、取締役の責任発生構造と取締役の責任軽減において取締役の具体的な法令に対する違反に対しては、厳格な解釈をしなければならない旨が示されている。

付論では、本提出論文で確立された法理論が具体的な関連事件に適用されている。

以上が提出論文の内容である。

4 提出論文の評価

提出論文は、取締役の会社に対する責任の問題について、その重要項目を対象とし、規定と制度に関して、着実な解釈論を展開し、制度の理解を深化させており、学会に大いに寄与する業績と評価できる。

法解釈の目標については、「立法者の意思」の探究なのか、それとも、「法の意思」の探究なのかについては、論争のあるところである。提出論文は、法解釈の目標は、「立法者の意思」であるとの立場から、その方法論に従って、明解かつ忠実に論述を進めている。その点で、将来の学徒の参考となる模範を示しており、高く評価できる。

提出論文第一章では、取締役の任用関係に関して、立法

者は契約に基づくことを前提として、任用契約の法的性質について、法律により決着することを避け、その点は学説の議論に委ねた旨を明らかにし、取締役の地位は、機関としての取締役という社団法的側面と機関構成員として一人の個人としての取締役という個人法的側面に理論上整理できると分析し、個人法的側面における取締役と会社との関係については、委任の法理で解すべきとしている。この点は、結論としては、これまでの通説と同じであるが、そこに至る経過について、これまで不明確だった点を明確にし、理論の妥当な枠組みを確立したものと評価でき、重要な寄与と考えられる。そして、この認識が、本提出論文を貫いて、体系形成の根幹を形成している。第二章における、取締役の忠実義務は委任の淵源である当事者間の信任関係、信頼関係にその法的基礎をおく義務であるとし、善管注意義務とともに、取締役と会社との委任契約を受け皿とする取締役の義務との理解もこの認識に由来する。

第三章と第四章では、取締役の法的責任について、理論的にそれが過失責任なのか無過失責任なのか論争されてきたが、論者は、過失責任であることを主張・論証している。平成一八年五月一日施行の新「会社法」においては、明文を以って、過失責任を原則とすることとなったが、これは、

論者のかねてよりの主張に沿うものであり、論者のこの先見性は高く評価できる。

第五章における、取締役の責任減免制度の英法、米法、仏法との比較研究は、必要とされる重要項目に考察を加え、わが国における解釈学に有益な論点と観点を提供しており、その点で、充分な寄与をしている。さらに、仏法において、取締役の責任原因が法令あるいは定款に違反する行為である場合には、株主総会による免責決議によっても、定款における免責条項でも免責できないこととなっている旨を指摘しているが、この点は、株主総会という社団法的意思表示による責任免除の限界例としてわが国の法解釈に大いに示唆を与えるものとして高く評価できる。

論者は、第六章において、取締役の責任軽減制度について、わが国の立法担当者が、取締役の経営萎縮を回避し、企業の国際競争力を回復させるという政策論のみを振りかざして、私的自治原則重視の制度創出をしており、責任制度論と社団法的意思表示が問題となる法律行為論とを整合させる法解釈論を前面に出していないことに疑問があると指摘しているが、この指摘は、場合によっては、時の流れに迎合しかねない立法の動きに強い牽制を加えるものであり、極めて意義深い。

提出論文は、以上の次第で、取締役の会社に対する責任制度の研究として、解釈論、比較法論、立法論の観点から、会社法学の発展に大いに寄与するものと評価できる。

5 結論

審査員三名は、一致して、本提出論文が高い学問的水準に到達しており、慶應義塾大学の博士（法学）学位を授与するに相応しいと判断する。

平成一八年五月二三日

主査	慶應義塾大学法学部教授	加藤 修
副査	慶應義塾大学法学部教授	宮島 司
副査	慶應義塾大学法学部教授	山本爲三郎

手塚貴大君学位請求論文審査報告

一 本論文の構成と内容

手塚貴大君の提出した博士学位請求論文『租税立法学の研究―憲法価値の実現としての政策形成と法―』は、租税立法を憲法的観点から検討するものである。近時、税制改革が重要な政策課題として認識されているが、本論文は、この実践的にも重要な領域に切り込んだ意欲作である。本論文はA四判で約四三〇頁に及ぶ大部のものであるため、次に、まず全体の構成を示した上で、要点を簡潔にまとめることにしたい。

1 本論文の構成は、次のとおりである。

序章 立法学を論ずる意義と理論的検討課題

第一部 立法学総論

第二章 租税立法における法と政策―立法学の体系とその構築―

第二部 立法政策論

第三章 企業課税における法形態の中立性の実現―企業税制